

ロシア連邦産業商業省令

2020年5月29日付第1755号

外国産の鉱工業製品調達に対するロシア連邦産業商業省による許可証交付手順、
ロシア連邦産業商業省附属の分野別専門家評議会規程、
ロシア鉱工業製品台帳の作成および管理手順（その抄本の提供手順と同抄本の書式を含む）、
ユーラシア鉱工業製品台帳の作成および管理手順（その抄本の提供手順と同抄本の書式を含む）の
承認について

2020年4月30日付ロシア連邦政府決定第616号「国家および地方自治体の必要のために調達する目的での外国産工業製品の搬入に対する、ならびに国防上および国家の安全上の必要のために調達する目的での外国産工業製品、外国人が行う（提供する）役務（サービス）の搬入に対する禁止措置の設定について」（法律情報公式インターネットポータル <http://www.pravo.gov.ru>、2020年5月1日、No. 0001202005010005）第15項「b」号にしたがい、以下を命令する：

1. ここに添付される以下の添付文書を承認する：

外国産の鉱工業製品調達に対するロシア連邦産業商業省による許可証交付手順（本令附属書1による）；

ロシア連邦産業商業省附属の分野別専門家評議会規程（本令附属書2による）；

ロシア鉱工業製品台帳の作成および管理手順（その抄本の提供手順と同抄本の書式を含む）（本令附属書3による）；

ユーラシア鉱工業製品台帳の作成および管理手順（その抄本の提供手順と同抄本の書式を含む）（本令附属書4による）。

2. 本令附属書5による一覧にしたがい、いくつかのロシア連邦産業商業省令を失効したものと認める。

3. 2018年3月30日付ロシア連邦産業商業省令第1145号（2018年4月25日にロシア連邦法務省により登録番号50886として登録）により改正された2017年2月10日付ロシア連邦産業商業省令第384号「ロシア連邦産業商業省が法的規制を行う分野の商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書の発行手順の承認について」（2017年3月6日にロシア連邦法務省により登録番号45851として登録）にしたがって発行された、ロシア連邦産業商業省が法的規制を行う分野の商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書、2014年9月10日付ロシア連邦産業商業省令第1776号「2014年8月11日付ロシア連邦政府決定第791号『連邦のニーズ充足のための調達を目的とした外国産軽工業商品の採用を禁止する措置の制定について』の附属書に記載された商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書発行規則の承認について」（2014年10月28日にロシア連邦法務省により登録番号34479として登録）にしたがって発行された、2014年8月11日付ロシア連邦政府決定第791号「連邦のニーズ充足のための調達を目的とした外国産軽工業商品の採用を禁止する措置の制定について」の附属書に記載された商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書、2019年9月10日付ロシア連邦産業商業省令第3372号（2019年10月8日にロシア連邦法務省により登録番号56176として登録）により改正された2019年4月25日付ロシア連邦産業商業省令第1486号「2019年3月7日付ロシア連邦政府決定第239号『国防および国家の安全のためのニーズ充足のため

の調達を目的とした外国産の機械製作分野の特定の種類の製品の採用を禁止する措置の制定について』の実施について」（2019年5月27日にロシア連邦法務省によって登録番号54747として登録）にしたがって発行された、外国産の機械製作工業商品の調達に対するロシア連邦産業商業省の許可証は、それらの定められた有効期限の終了まで有効となることを定める。

3. 本令の履行に対する監督を、ロシア連邦産業商業省次官V.S.オシマコフに委ねる。
4. 本令はそれが公布された時点で発効する。

大臣

D.V.マントゥロフ

2020年5月29日付

ロシア産業商業省令

附属書1

ロシア連邦産業商業省による外国産鉱工業製品調達許可証交付手順

1. 本手順は、2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービスの調達分野における契約制度について」（ロシア連邦法令集2013、No. 14、掲載番号1652；2019、No. 14、掲載番号1463）第15条第5項に掲げる国家発注者または地方自治体発注者またはその他の法人による要請に対して、外国産鉱工業製品調達許可証をロシア連邦産業商業省（以下、産業商業省）が交付するための規則を定めるものである（以下、許可証、申請人）。

2. 許可証は、外国（ユーラシア経済連合加盟国をのぞく）産の鉱工業商品を、2020年4月30日付ロシア連邦政府決定第616号「国家および地方自治体の必要のために調達する目的での外国産工業製品の搬入に対する、ならびに国防上および国家の安全上の必要のために調達する目的での外国産工業製品、外国人が行う（提供する）役務（サービス）の搬入に対する禁止措置の設定について」の附属書のリストにしたがい、国家および地方自治体の必要のため、ならびに国防上および国家の安全上の必要のために調達することを目的として、交付される（情報通信網「インターネット」上の法律情報公式ポータル <http://www.pravo.gov.ru>, 2020年5月1日、No. 0001202005010005）。

3. 申請人は、国家鉱工業情報システム（以下、GISP）を通じて許可証交付申請書（以下、申請書）を産業商業省宛に提出する。

申請書提出に当たり申請人は、申請書提出とGISP上の情報へのアクセスに責任を負う担当者（以下、申請人代表）を決めておかなければならない。

4. 申請書は、電子的形態で、申請人代表が情報通信網「インターネット」上の gisp.gov.ru（以下、サイト gisp.gov.ru）にあるGISPの個人アカウントにおいて記入を行い、2012年8月25日付ロシア連邦政府決定第852号（ロシア連邦法令集2012、No. 36、掲載番号490；2017、No. 44、掲載番号6523）により承認されている「国家および自治体が提供するサービスの利用を申請する場合の高度認証電子署名利用規則」に則り、申請人の長（権限を有するもの）が高度認証電子署名（以下、認証電子署名）を付す。

5. 申請書に記載すべき内容：

a) 申請人に関する情報（法人である申請人の住所、または個人事業主である申請人の滞在地もしくは居住地の登録住所、連絡先（電話、電子メール）；

b) 調達される予定の、調達許可証の対象である外国産鉱工業製品についての情報（名称、全ロシア経済活動種類別商品分類OK 034-2014 (OKPD2) およびユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類(TN VED EAEU) によるコード番号）（以下、商品）；

c) ロシア連邦で生産される商品と申請対象商品とのパラメーターの相違点を確認するための、調達予定商品の、以下に関する仕様：設備の機能的用途、機能の一覧、利用分野、品質指標（保証期間、信頼性、消費エネルギー、環境性能、商品の外観にのみかかわるものではない、機能的用途、機能の一覧、利用分野に大きく影響するような物理・化学・機械的・官能的性質）、および単価や総額といった調達価格；

d) 商品調達計画が盛り込まれている国家プロジェクトおよび連邦プロジェクト（プログラム）（それがあ

る場合)の名称；

- e) 商品を調達するための資金源に関する情報；
- f) 商品調達計画が盛り込まれている投資プロジェクト（それがあある場合）の名称；
- g) 商品調達計画が盛り込まれている国家プロジェクトおよび連邦プロジェクト（プログラム）（それがあある場合）の名称¹；
- h) 商品の調達を予定している期間。

6. 申請書とその添付書類（それがあある場合）は、許可証申請対象である商品それぞれについて、分けて記載する。申請書とその添付書類（それがあある場合）は、秘密指定されてはならない。

7. 申請人は、申請審査の進行状況について、GISPの個人アカウントのページ上の通知により、および（または）電子メールにより、知らされる。

8. 申請人がGISPに提出した申請書には登録番号が付され、申請対象商品が属する分野に応じて、それを管轄する産業商業省の部局（以下、担当部局）に送られる。

9. 担当部局は、申請書に登録番号が付された日から7労働日以内に本手順第8項に則り、申請書が本手順5項の要件を充たしているかを審査する。

提出された申請書が本手順第5項の要件に違反していることが判明した場合、担当部局は申請書を却下し、本項に定める期限内に、差戻理由を添えて修正のために差し戻す。

10. 申請人は却下された申請書を注意事項を踏まえて修正し、GISPを通じて再審査のために担当部局に提出し、それを受けた担当部局は、本手順第9項に定める検査を行う。

11. 申請書が本手順第5項の要件に適合している場合、担当部局は3労働日以内にGISPを利用して、申請対象商品と、ロシアおよびユーラシア鉱工業製品台帳に記載されていて、申請対象品に類似した仕様と運転特性を有してそれと同様の機能を果たすことができ、商業的に代替可能な商品（以下、類似商品）とのパラメーターを比較してその相違点を明らかにする。

12. 本手順第11項の比較を行った結果：

a) ロシア連邦およびユーラシア経済連合加盟国領内で生産されている商品の中にその主要パラメーターにおける類似商品が存在することが判明した場合、担当部局は、2労働日以内にGISPを通じて自動的に、当該申請書（申請人を特定するデータを伏せて）に類似商品を作る生産・技術能力の有無を問う照会状（以下、照会状）を添えて、ロシアおよびユーラシア商品生産者である組織（以下、類似商品生産者）に送付する。照会状は、メッセージの類似商品生産者のGISPの個人アカウント宛への送付により、また電子メールにより送られる；

b) 類似商品が存在しないことが判明した場合、担当部局はその旨の情報を入手した日から5労働日以内に、申請人宛に、GISPによる形を含め、許可証を送付する。

13. 類似商品生産者は、本手順第12項「a」号の照会状を受領した日から10労働日以内にGISPを用いて：

- a) 類似商品を作る生産・技術能力があることを肯定する；
- b) 類似商品を作る生産・技術能力があることを肯定しない。

本項が定める期間が経過した時点で類似商品生産者が本手順第11項に定める情報を提供していなかった場

¹ 訳注：d)と全く同じですが、原文通りです。

合、類似商品を作る生産・技術能力があることは確認されなかったとみなされる。

14. 本手順第13項を実行するために、類似商品生産者はサイト gisp.gov.ru に登録されていなければならない。

GISPでの作業が行えるようにするために、類似商品生産者は本手順第13項の情報の提供に責任を負う担当者（以下、生産者代表）を決めておかなければならない。

本手順第13項に則り提供される情報は、追加文書（それがあある場合）も含め、生産者組織の長（生産者代表）により署名され、生産者の印（それがあある場合）により証明されるか、または認証電子署名が付される。署名後、その情報は確認されたとみなされ、GISPに掲載される。

15. 担当部局は、本手順第13項にしたがった情報の入手後5労働日以内に、その情報が類似商品を作る生産・技術能力の存在を肯定するものではなかった場合は、GISP経由による形を含め、申請人宛に調達許可証を送付し、その情報が類似商品を作る生産・技術能力の存在を肯定するものであった場合は見つかった類似商品を示したうえで、許可証交付が却下されたという通知（以下、通知）を送付する。

16. これらの許可証と通知には担当部局の局長（次長）が署名する。

17. 許可証は、交付日から18カ月間有効であり、調達1回分にも適用される。

18. 許可証には以下が記載される：

- a) 申請人の名称；
- b) 許可証対象商品の名称、その全ロシア経済活動種類別商品分類 OK 034-2014 (OKPD2) およびユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類 (TN VED EAEU) によるコード番号；
- c) 許可証交付のもとになった申請書を特定することができる情報；
- d) 商品調達計画が盛り込まれている投資プロジェクトの名称（それがあある場合）；
- e) 商品調達計画が盛り込まれている国家プロジェクトや連邦プロジェクト（プロジェクト）（それがあある場合）の名称。

調達許可証が交付されるのもとになった申請書の写しは、交付された許可証の不可分の一部となる。

19. 本手順の履行状況の監督およびモニタリングが可能になるように、申請人は GISPの個人アカウントに国家契約締結後10労働日以内に商品の調達結果についての情報を掲載する。

20. 申請人が本手順第15項に則って受け取った通知に不服があるときは、通知を受領した日から3カ月以内にGISP経由により、決定に不服である理由を記した申立書を、不服である理由の根拠を証明する文書を添付して産業商業省宛に提出する。こうした不服申立ては、産業商業省附属分野別専門家評議会（以下、分野別専門家評議会）が、本令により承認される「ロシア連邦産業商業省附属分野別専門家評議会についての規程」にしたがって検討する。

分野別専門家評議会が申立書を妥当と認める決定を下し、許可証交付手順第1項に定める許可証を申請人に交付するよう指示した場合、該当する分野別部局は当該決定が下された時点から5労働日以内にその許可証を作成する。

21. 1件の投資プロジェクト、または国家プロジェクト、連邦プロジェクト（プログラム）（それがあある場合）に関して、商品分類の項目1つあたりについて申請書が提出できるのは1年に1度までとする。

ロシア連邦産業商業省附属分野別専門家評議会についての規程

I. 総則

1. ロシア連邦産業商業省（以下、産業商業省）に属する分野別専門家評議会（以下、専門家評議会）は、本命令により承認された「ロシア連邦産業商業省による外国産鉍工業製品調達許可証交付手順」（以下、許可証交付手順）の第20項に示された申請書（以下、申請書）を検討するため、およびユーラシア台帳への情報登録申請を審査するために、分野ごとに設置される諮問機関である。

2. 専門家評議会はその活動を、ロシア連邦憲法、連邦法、ロシア連邦大統領令および同指令、ロシア連邦政府決定および同指令、産業商業省の法規文書、本規則にしたがって遂行する。

II. 専門家評議会の活動原則

3. 専門家評議会は自らの権限に属する問題に関して、国家権力機関および地方自治体の諸機関、社会团体およびその他の組織と協力する。

4. 専門家評議会は、合法性、客観性、独立性、妥当性および審査結果の公開性に則り、任務に即して自らの活動を行う。

III. 基本機能

5. 専門家評議会は以下の機能を遂行する：

a) 許可証交付手順第20項に則り産業商業省に届いた申請書を検討し、以下の決定のうちのいずれかを採択する：

申請書を妥当なものと認め、許可証交付手順第1項の許可証を申請人に交付するよう指示する；

申請書を妥当ではないものと認め、許可証交付手順第15項に定める通知送付の正しさを確認する；

b) ユーラシア経済連合加盟国領内で生産された鉍工業製品をユーラシア鉍工業製品台帳へ記載してよいか否かを定めるために、同製品の、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「鉍工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」（ロシア連邦法令集2015、No. 30、掲載番号4597；2020、No. 12、掲載番号1764）の附属書に定める、鉍工業製品をロシア連邦領内で生産された製品に分類するための要件への適合／不適合を判定する。

IV. 専門家評議会の構成と構造

6. 専門家評議会の構成には、議長、副議長2名、事務局長および複数の評議員が含まれる。

7. 専門家評議会メンバーの総数は、投票権を有する7名以上14名以下とする。

8. 専門家評議会は、産業商業省、連邦行政機関、社会団体、研究、生産および教育機関の代表者たちから構成される。

9. 本規則第5項「b」号に定める問題を検討する場合は、ユーラシア経済委員会とロシア連邦商工会議所の代表が投票権を有する者として加わることができる。

10. 専門家評議会の議長は、ロシア連邦産業商業省副大臣が務める。

専門家評議会の副議長は、産業商業省の分野別部局（以下、分野別部局）の長と産業商業省の分野別部局副局長が務める。

専門家評議会事務局長は、産業商業省の分野別部局員が務める。

専門家評議会のメンバー構成は、専門家評議会議長によって承認される。

11. 専門家評議会の議長は、：

- a) 専門家評議会の活動全体を統括する；
- b) 専門家評議会の議事を進行させる；
- c) 専門家評議会の事務局長およびメンバーに指示を与える；
- d) 専門家評議会の会議を開催する日時、場所および形態を指定する；
- e) 専門家評議会の議題を承認する；
- f) 専門家評議会の議事録に署名する；
- g) 専門家評議会メンバーに生じる利益相反を防止および（または）解決するための措置を講じる；
- h) 産業商業省に寄せられた提言にもとづいて、専門家評議会の構成を決定する。

12. 専門家評議会の副議長は、：

- a) 専門家評議会議長が欠席する場合、議長の指示により専門家評議会会議の議長役を務める；
- b) 申請書を専門家評議会に諮ることの妥当性を判断する；
- c) 専門家評議会の活動について専門家評議会議長に報告する；
- d) 専門家評議会議長の指示を実行する；
- e) 専門家評議会メンバーと協力する；
- f) 専門家評議会の議事録に署名する。

13. 専門家評議会事務局長は、：

- a) 投票権のないメンバーとして専門家評議会に加わる；
- b) 専門家評議会会議開催の準備をし、専門家評議会会議の議案を用意する；
- c) 専門家評議会会議で検討される問題についての資料を集める；
- d) 専門家評議会の全メンバーに、会議の議題と資料リストを送付する；
- e) 専門家評議会会議の議事録草案および専門家評議会会議での投票用紙を用意する（会議が非対面方式で行われるとき）；

f) 議長または副議長の指示により、上記以外の任務を履行する。

14. 専門家評議会メンバーは以下の義務を負う：

a) 許可証交付手順第20項にしたがって提出された申請書およびその附属文書の妥当性を判定し、国家鉱工業情報システム（以下、GISP）の個人アカウントに、その判定を根拠とともに掲載する；

b) 本規則第23、24、26、27、31項に定める期日を遵守する。

15. 専門家評議会メンバーは以下の権限を有する：

a) 専門家評議会会議において下された決定に不服である場合、書面により反対意見を表明する。その反対意見は専門家評議会会議議事録に添付される；

b) 必要に応じて、専門家評議会会議の議題設定についての提案を行う；

c) 専門家評議会の権限に属する問題について、連邦行政機関、公共、生産組織、社会団体、研究機関およびその他の組織と協力する。

16. 専門家評議会の管理運営および情報分析作業における支援は、産業商業省の分野別部局が行う。分野別部局は、必要に応じ傘下にある組織を作業に参加させることができる。

V. 専門家評議会の活動手順

17. 専門家評議会会議はメンバー本人が出席して対面形式で、およびGISPを利用して非対面形式で開催することができる。

専門家評議会の会議形態は、専門家評議会の議長が決定する。

18. 対面形式の専門家評議会会議は、必要に応じて行う。対面形式の専門家評議会会議では、投票権を有するメンバー総数の過半数が出席すれば決定を採択することができる。投票の公開性と透明性を保障するために、対面形式の会議は録音とビデオ録画により記録される。

19. 専門家評議会の決定は、専門家評議会メンバーの3分の2を超える投票があれば、通信投票（アンケート方式による）によって採択することもできる。

20. 通信投票用紙（以下、投票用紙）には以下の情報が記載されなければならない：専門家評議会メンバーが印をつけるための欄（「賛成」、「反対」、「棄権」）が設けられた投票にかけられる問題、投票に参加する専門家評議会メンバーの姓、名、父称（それがあある場合）、投票する専門家評議会メンバーの署名。

21. 通信投票終了後、事務局長はその結果を議事録にまとめる。

VI. 申請書の検討手順

22. 許可証交付手順第20項に則り受領した申請書には登録番号が付され、産業商業省の分野別部局に送付される。

23. 産業商業省の分野別部局は、申請書登録日から10労働日以内に、許可証交付手順第20項に則り、申請書に記載された情報の十全性および正確性を検査する。

申請書に記載されている、許可証交付手順第15項に則り下された決定に不服である理由を示す情報が、申請書に添付された正しい文書により確認された（されなかった）場合、専門家評議会副議長は申請書を検討のうえ、それを専門家評議会に諮ることが妥当か否かを決定する。

24. 専門家評議会副議長が申請書を会議に諮ることは妥当ではないと判断した場合、専門家評議会に諮ることを却下する旨の通知が、申請書を差戻す理由を添えて、5労働日以内に申請人宛に送付される。

25. 専門家評議会副議長が申請書を会議に諮ることが妥当であると判断した場合、専門家評議会事務局長は、申請書を専門家評議会の会議に諮れるよう準備する。

26. 専門家評議会会議は必要に応じて開催されるが、専門家評議会による申請書の審議期間は、本規則第22項にしたがって申請書が登録された日から40労働日を超えてはならない。

27. 事務局長は、専門家評議会会議開催日の10労働日前に、議題、資料に投票用紙を添えて専門家評議会メンバー全員に配布する。通信投票の場合、資料はGISPの専門家評議会メンバーの個人アカウントに送付される。

28. 通信投票の場合、専門家評議会メンバーは本規則第27項に定める期間に専門家評価を作成し、それを検討対象となった各申請書に添付し、各自のGISP個人アカウントで申請書ごとに投票を行う。

29. 本規則第27項に定める期間に行われる対面投票においては、専門家評議会メンバーは検討対象である申請書に関する専門家評価を作成し、本規則第17項に定める手順で、専門家評議会の対面会議において投票を行う。

30. 事務局長は専門家会議終了後5労働日以内に、同会議結果について、GISPを利用して専門家評議会会議の議事録を作成し、専門家評議会議長の署名をもらう。記入済み投票用紙は、議事録を構成する不可分の一部となる。

31. 事務局長は、5労働日以内に、本規則第5項「a」号に示した文書のいずれかを送付することにより、申請人に専門家評議会の結果を知らせる。

VII. 利益相反

32. 専門家評議会メンバーが義務を履行することにより、下される決定の十全性および客観性に影響を与える可能性のある利益相反が発生するおそれがある場合、当該メンバーは、専門家評議会会議の開始前に利益相反について議長に書面で通知するとともに、専門家評議会会議が始まる前に自ら辞退すると宣言する義務を負う。

33. 専門家評議会メンバーに利益相反があることを示す十分な根拠がある場合、議長は当該専門家評議会メンバーを投票行動から排除することを検討する。検討の結果、議長は根拠を明示した決定を下す。

34. 利益相反がある専門家評議会メンバーが投票することは認められない。

35. 専門家評議会議長または他の専門家評議会メンバーは、利益相反につながるまたは利益相反につながる可能性のある個人的利害関係が専門家評議会メンバーに生じていることを知ったとき、利益相反を防止または解決するための措置を講じなければならない。

36. 利益相反の当事者である者が利益相反を防止または解決するための措置を講じない場合、それは同人を専門家評議会から除名する事由となる。

ロシア鉍工業製品台帳の作成および管理手順（台帳抄本提供手順および抄本書式を含む）

1. 本手順は、ロシア鉍工業製品台帳を作成し、管理するための規則を定めるものであり、その抄本の提供手順と書式を含む（以下、台帳）。

2. 台帳の管理は、ロシア連邦産業商業省（以下、産業商業省）が、国家鉍工業情報システム（以下、GISP）を使用して記載事項を作成、変更および（または）削除することによる電子形式で行う。

台帳の登録情報は一般に公開される。台帳へのアクセスは、情報通信網「インターネット」上のウェブサイト gisp.gov.ru を通じて提供される。この情報を入手する者には、認証は要求されない。

3. ロシア鉍工業製品であるとの情報を台帳に記載する根拠となるのは、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「鉍工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」（ロシア連邦法令集2015、No. 30、掲載番号4597）（法律情報公式インターネットポータル<http://www.pravo.gov.ru>、2020年5月1日、No.0001202005010005）にしたがって発行された、その鉍工業製品がロシア連邦領内において生産されたことを認定する産業商業省の判定書（以下、判定書）である。

4. 台帳には以下の情報が記載される；

- a) 台帳記載事項登録番号；
- b) 台帳記載日；
- c) 生産者である法人の名称；生産者である個人事業主の姓、名、父称（それがあある場合）（以下、生産者）；
- d) 法人の場合 — 納税者識別番号、国家基本登録番号、個人事業主の場合 — 個人事業主国家基本登録番号；
- e) 法人の場合 — 所在地、個人事業主の場合 — 滞在登録または居住登録されている住所；
- f) 生産される鉍工業製品の名称、その全ロシア経済活動種類別商品分類OK 034–2014（OKPD2）およびユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類（TN VED EAEU）によるコード番号（以下、製品）；
- g) 該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計についての情報（該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計に対する要件が定められている製品の場合）；
- h) 点数が鉍工業製品の調達に十分であるという情報（該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計に対する要件が定められている製品の場合）；
- i) 輸送機器の型式の認証番号（シャーシの型式認証番号）（それがあある場合）；
- j) 生産される鉍工業製品に対する要件（指標数値、規準、規則、規定のすべての総体）が記載された、以下の文書のうちのいずれかひとつの名称、番号および承認日：
技術条件；

組織内規格；

技術規則；

k) 判定書の署名日、番号および有効期限；

l) 発行された判定書のステータス（有効か無効か）。

5. 発行された判定書の台帳への記載は判定書の発行日から1労働日以内にGISPによって自動的に行われ、GISPの「ロシア鉱工業製品台帳」のセクションに掲載される。

6. 以下の事項が台帳の記載事項抹消の事由となる：

a) 判定書の有効期限の終了；

b) 法人の解散または再編、個人事業主の事業の終了；

7. 本手順第6項「a」号にもとづく決定は、それが下されてから5労働日以内に生産者に知らされる。

8. 台帳に記載されている情報は、組織または個人事業主を含め、台帳記載のデータの対象である関係者（以下、関係者）であれば誰にでも、照会に応じて抄本の形（以下、関係者、ユーラシア台帳抄本）で提供することができる。

9. 台帳抄本（本手順に添付される書式による）は、関係者自身が、GISPで自動的に作成することができる。

台帳抄本には以下の情報が記載される：

a) 台帳記載項目の登録番号；

b) 台帳記載日；

c) 生産者の名称；

d) 法人の場合 - 納税者識別番号、国家基本登録番号、個人事業主の場合 - 個人事業主国家基本登録番号；

e) 生産される鉱工業製品の名称、その全ロ経済活動種別商品分類OK 034-2014 (OKPD2) およびユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類 (TN VED EAEU) によるコード番号；

f) 該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計についての情報（該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計に対する要件が定められている製品の場合）；

g) 判定書の署名日、番号および有効期限；

h) 台帳抄本をダウンロードした日時；

i) 点数が鉱工業製品の調達に十分であるという情報（該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計に対する要件が定められている製品の場合）。

2022年5月29日付
ロシア連邦産業商業省令
第1755号により承認された
「ロシア鉍工業製品台帳の作成および
管理手順（その抄本の提供手順と同抄
本の書式を含む）」

附属書

(推奨書式)

ロシア鉍工業製品台帳

抄本

台帳記載事項番号 _____

台帳記載日 _____

法人の名称（個人事業主の姓、名、父称（ある場合））：

納税者識別番号 _____

法人基本国家登録番号（個人事業主基本国家登録番号） _____

判定書の署名日、番号および有効期間

生産される鉍工業 製品の名称	OK 034 2014 (OKPD2) による 鉍工業製品 コード番号	TN VED EAEUに よる鉍工業製品 コード番号	該当するオペレー ション（条件）が ロシア連邦領内で 実行／履行（導 入）されることに 対する点数の合計 についての情報	点数が鉍工業製品 調達のために十分 であるという情報

GISPを利用して作成

出力日時

ユーラシア鉱工業製品台帳の作成および管理手順（その抄本の提供手順と同抄本の書式を含む）

1. 本手順は、ユーラシア鉱工業製品台帳を作成し、管理するための規則を定めるものであり、その抄本の提供手順と書式を含む（以下、ユーラシア台帳）。

2. 台帳の管理は、ロシア連邦産業商業省（以下、産業商業省）が、国家鉱工業情報システム（以下、GISP）を使用して記載事項を作成、変更および（または）削除することによる電子形式で行う。

台帳の登録情報は一般に公開される。台帳へのアクセスは、情報通信網「インターネット」上のウェブサイト gisp.gov.ru を通じて提供される。この情報の入手する者には、認証は要求されない。

3. ユーラシア鉱工業製品であるとの情報を台帳に記載する根拠となるのは、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定 第719号「鉱工業製品がロシア連邦領内で生産されたとの認定について」（ロシア連邦法令集2015、No. 30、掲載番号4597）（法律情報公式インターネットポータル<http://www.pravo.gov.ru>、2020年5月1日、No. 0001202005010005）附属書に定める、鉱工業製品をロシア連邦で生産されたものに分類するための要件への当該工業製品の適合である。

4. ユーラシア台帳には以下の情報が記載される；

- a) 台帳記載事項登録番号；
- b) 台帳記載日；
- c) 生産者である法人の名称；ユーラシア経済連合加盟国のいずれかの領内に（登記された）定住地を有する自然人、個人事業主の姓、名、父称（それがあある場合）（以下、ユーラシア生産者）；
- d) ユーラシア生産者の登記を確認する権利証明書類；
- e) ユーラシア経済連合加盟国のいずれかの領内にある所在地；
- f) 生産される鉱工業製品の名称、そのユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類によるコード番号（以下、ユーラシア製品）；
- g) 輸送機器型式認証（シャーシ型式）番号（それがあある場合）；
- h) 生産される鉱工業製品に対する要件（指標数値、規準、規則、規定のすべての総体）が記載された、以下の文書のうちのいずれかひとつの名称、番号および承認日：
 - 技術条件；
 - ユーラシア組織の規格；
 - 技術規則；
- i) ロシア連邦産業商業省附属分野別専門家評議会の議事録決定（以下、議事録決定）の署名日、番号および有効期間；

点数が鉱工業製品の調達に十分であるという情報（該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計に対する要件が定められている製品の場合）。

5. 採択された議事録決定についての情報のユーラシア台帳への記載は、議事録決定採択日から1労働日以内にGISPによって自動的に行われ、GISPの「ユーラシア鉱工業製品台帳」のセクションに掲載される。

6. 以下の事項がユーラシア台帳からの情報抹消の事由となる：

- a) 議事録決定の有効期限の終了；
- b) 法人の解散または再編、個人事業主の事業の終了；

7. 本手順第6項「a」号に示す自由による決定は、それが下されてから5労働日以内にユーラシア生産者に知らされる。

8. ユーラシア台帳に記載されている情報は、ユーラシア生産者を含め、この台帳記載のデータの対象である関係者（以下、関係者）であれば誰にでも、照会に応じて抄本の形（以下、関係者、ユーラシア台帳抄本）で提供することができる。

9. ユーラシア台帳抄本（本手順に添付される書式による）は、関係者自身が、GISPで自動的に作成することができる。

ユーラシア台帳抄本には以下の情報が記載される：

- a) 台帳記載事項登録番号；
- b) 台帳記載日；
- c) ユーラシア生産者の名称；
- d) ユーラシア生産者の登記を確認する権利証明書類の書誌事項；
- e) 生産される鉱工業製品の名称、そのユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類によるコード番号；
- f) ユーラシア台帳抄本の出力日時；
- g) 点数が鉱工業製品の調達に十分であるという情報（該当するオペレーション（条件）がロシア連邦領内で実行／履行（導入）されることに対する点数の合計に対する要件が定められている製品の場合）。

2022年5月29日付
ロシア連邦産業商業省令
第1755号により承認された
「ユーラシア鉱工業製品台帳の作成お
よび管理手順（その抄本の提供手順と
同抄本の書式を含む）」

附属書

(推奨書式)

ユーラシア鉱工業製品台帳

抄本

台帳記載事項番号 _____

台帳記載日 _____

ユーラシア生産者の名称およびユーラシア経済連合加盟国のいずれかの領内の（登録された）恒久的所在地を証明する書類の書誌事項

ユーラシア経済連合加盟国のいずれかの領内の所在地住所

議事録決定の署名日、番号および有効期間

生産されるユーラシア 鉱工業製品の名称	TN VED EAEUによる 鉱工業製品 コード番号	該当するオペレーショ ン（条件）がロシア連 邦領内で実行／履行 （導入）されることに 対する点数の合計につ いての情報	点数が鉱工業製品調達 のために十分であると いう情報

GISPを利用して作成

出力日時

効力を失ったロシア連邦産業商業省令の一覧

1. 2017年2月10日付ロシア連邦産業商業省令第384号「ロシア連邦産業商業省が法的規制を行う分野の商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書の発行手順の承認について」（2017年3月6日ロシア連邦法務省により登録番号45851として登録）。
2. 2018年3月30日付ロシア連邦産業商業省令第1145号「2017年2月10日付ロシア連邦産業商業省令第384号『ロシア連邦産業商業省が法的規制を行う分野の商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書の発行手順の承認について』によって承認された、ロシア連邦産業商業省が法的規制を行う分野の商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書発行規則の改正について」（2018年4月25日ロシア連邦法務省により登録番号50886として登録）。
3. 2014年9月10日付ロシア連邦産業商業省令第1776号「2014年8月11日付ロシア連邦政府決定第791号『連邦のニーズ充足のための調達を目的とした外国産軽工業商品の採用を禁止する措置の制定について』の附属書に記載された商品の生産がロシア連邦領内で行われていない旨のロシア連邦産業商業省の判定書発行規則の承認について」（2014年10月28日ロシア連邦法務省により登録番号34479として登録）。
4. 2019年4月25日付ロシア連邦産業商業省令第1486号「2019年3月7日付ロシア連邦政府決定第239号『国防および国家の安全のためのニーズ充足のための調達を目的とした外国産の機械製作分野の特定の種類の製品の採用を禁止する措置の制定について』の実施について」（2019年5月27日ロシア連邦法務省により登録番号54747として登録）。
5. 2019年9月10日付ロシア連邦産業商業省令第3372号「2019年4月25日付ロシア連邦産業商業省令第1486号によって承認された、ロシア連邦産業商業省附属の工作機械・工具製品専門家評議会規程第8項第1段落の改正について」（2019年10月8日ロシア連邦法務省により登録番号56176として登録）。